

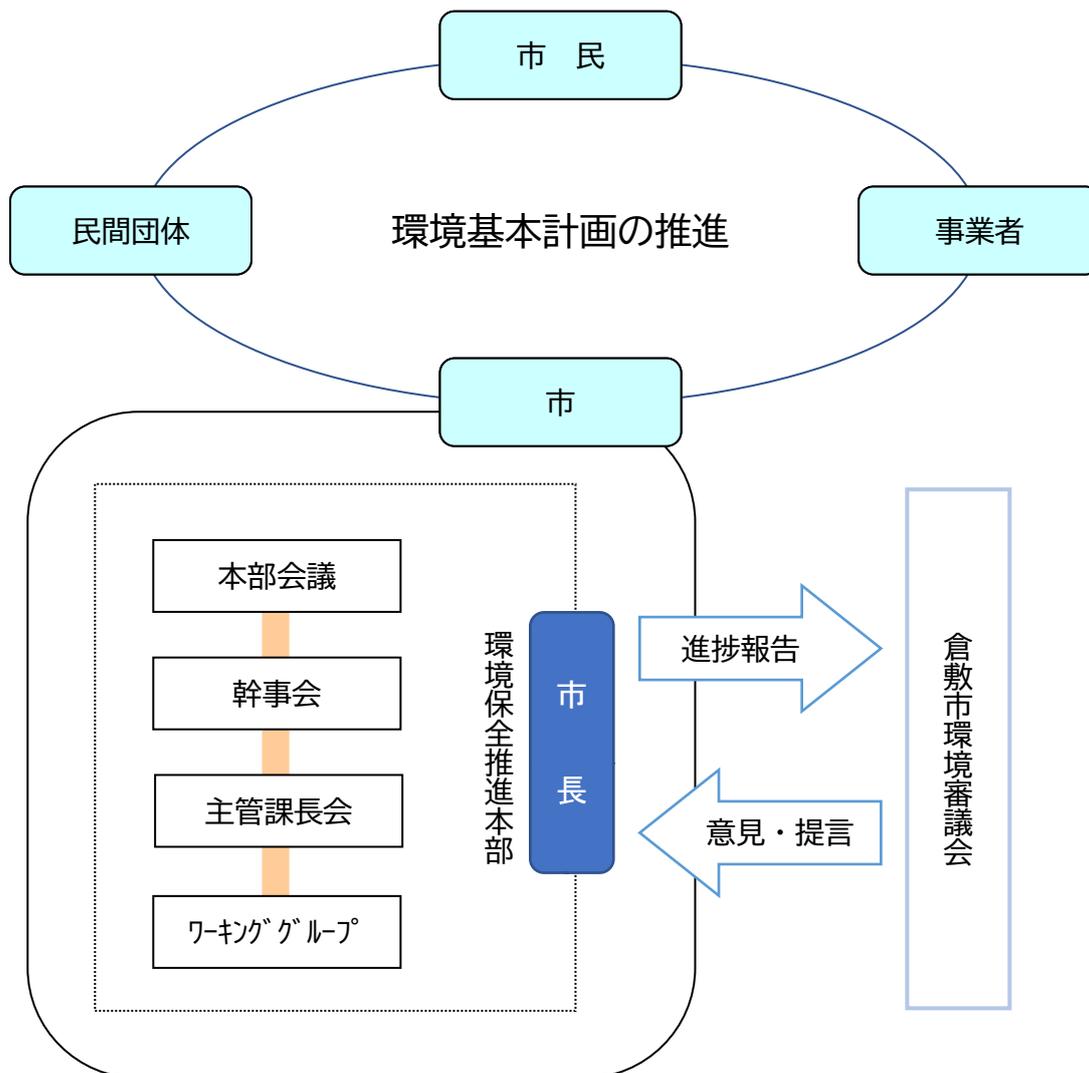
第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

めざす環境イメージ「自然と人が共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境」を実現するためには、本計画の実効性を確保し、効果的な推進を行う必要があります。

そのため、「倉敷市環境基本計画」の基本理念にのっとり、市民、事業者、民間団体、行政などの各主体が、環境の保全、回復及び創造に関する共通の認識のもと連携しながら、自主的かつ積極的に環境の保全等を推進します。



(1) 倉敷市環境保全推進本部

環境保全に係る施策を総合的かつ強力的に推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長及び各局の長等で構成する「倉敷市環境保全推進本部」を設置し、環境基本計画に基づく施策の円滑な推進や進捗状況の把握など、環境の保全等に関する施策や事業の総合調整を行います。

本部会議の下には、部長級で組織する幹事会、課長級で組織する主管課長会などを設置し、施策や事業の計画的かつ効率的な推進を行います。

(2) 倉敷市環境審議会

「倉敷市環境審議会条例」に基づき、環境の保全に関する基本的事項など、次に掲げる項について調査審議するために、市長の諮問機関として、学識経験者及び関係団体の代表者、公募市民などで組織する「倉敷市環境審議会」を設置しています。

環境基本計画の策定及び見直しについて、市長の諮問に応じて審議し答申を行うとともに、計画の進捗状況などに対して意見・提言を行います。

【調査審議事項】

- ・ 環境の保全に関する基本的事項
- ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項
- ・ 自然環境の保全及び回復に関する重要な事項
- ・ その他、環境の保全上必要と認める事項

2 計画の進行管理

この計画（Plan）を効果的に推進し、めざす環境イメージ「自然と人が共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境」を実現するためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえ計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「倉敷市環境審議会」が、毎年度の進捗状況などに対して意見・提言を行い、市においては、その結果を公表するとともに、適時、事業の見直しなどを行っていきます。

